

米国企業改革法 第 404 条

財務報告に係わる

内部統制規制に関するスタディー

2009 年 9 月 米国 SEC 経済分析局

エグゼクティブ・サマリー（抄訳）

このレポートは、上場企業の財務担当役員に対して、SEC が 2008 年 12 月から 2009 年 1 月にかけて実施したウェブベースサーベイの結果を分析したものである。サーベイの目的は、2007 年の改革、すなわち SEC Management Guidance（以下「Management Guidance」と Accounting Standard No. 5（以下「AS5」）の導入が、内部統制のより効率的な評価と監査を実際にもたらしたか否かを SEC と関係者に報告することにある。効率性の分析は、実際にかかった費用、費用の時系列的な変化、費用の変動要因、及びサーベンスオクスリー法 404 条（以下「404 条」）遵守による便益について行われた。

一番の関心は、404 条 (b) 項¹の遵守に対して改革がもたらした影響であるが、404 条 (a) 項²に対するものについても本レポートはカバーしている。市場価値 75 百万米ドル超の企業が 404 条 (b) 項による監査を受けているので、一義的にはそのような一定以上の規模の企業がサーベイの対象となっていると言える。

全般的な結論としては、404 条遵守の費用は、会社の規模（規模が大きければ費用も大きい）、遵守の歴史（遵守の経験が長いほど費用は小さい）、遵守の体制（2007 年の改革以降は費用小）によって異なることがわかった。ただし、総資産に対する比率という観点からは、規模の小さい企業の方が費用負担は大きくなることが示されたため、固定的な費用が必要であることが示された。

2007 年の改革は、経済的かつ統計的に有意な費用の減少をもたらしたことが示された。また、ほぼ全ての回答者が、Management Guidance を参考にし、それが有用であったとしている。より小規模の企業では、Management Guidance 導入の結果、リスクとコントロールの特定から内部統制の有効性の評価に、業務量がシフトされたことが示された。

サーベイは、さらに、404 条遵守による便益についても調査している。回答は、間接的な便益（財務報告の改善による資本調達能力の向上等）よりも、直接的な便益（財務報告プロセスの品質向上等）について言及している。また、規模の大きな企業の方が、404 条遵守についてより好意的な見方をしている。

主要な質問に対する回答のサマリー

Q1. 404 条遵守のための費用は企業間でどのように異なり、何がその要因となっているのか？

404 条遵守の費用は企業により異なり、下記がその要因となっている：

- ①. 企業の規模
- ②. 404 条 (a) 項のみ遵守するのかそれとも 404 条 (b) 項も遵守する必要があるのか
- ③. 404 条 (b) 項遵守にかかる企業の経験
- ④. 遵守が 2007 年以前か以降か

絶対的な費用は企業の規模に比例して増加する傾向があるが、企業の規模が大きくなるほど一資産単位あたりの費用は小

¹ 訳者注：404 条 (a) 項項によって求められている経営者による内部統制評価に対して、監査法人が監査意見を表明しなければならないとする項目。

² 訳者注：内部統制に対する経営者の責任を明示する文言と内部統制の有効性に対する経営者評価を内部統制報告書として年次報告書に含めなければならないとする項目

さくなる傾向があった。404条(a)項に加え、(b)項に遵守しなければならない企業は、費用の合計が大きくなった。404条(b)項遵守の経験が長くなるほど、一資産単位あたりの費用は小さくなった。2007年の改革以降、遵守費用は小さくなったが、規模の大きな企業にこの傾向は顕著であった。

Q2. 404条遵守費用は、2007年の改革の前後でどのように変わったか？

監査報酬、外部ベンダーフィー、非人件費、内部人件費が集計された。総費用は、2007年の改革前に比較して、一般的に削減されたことが示された。404条(b)項遵守企業の総費用の平均値は、2.87百万米ドルから2.33百万米ドルに減少し、19%削減されたことを示している。さらに2009年度においては、2.03百万米ドルに減少すること、つまり29%の削減が見込まれている。中間値についても、同様の傾向を示している。404条遵守の総費用は、改革前の1.19百万米ドルから改革後には1.04百万米ドルに減少し、13%の削減を示している。さらに2009年度においては905千米ドルになると予想され、24%の削減が見込まれている。初年度の遵守費用のみについて見てみると、2007年の改革後に費用が小さくなっているとは一概に言えず、統計的に有意なものとはなっていない。一方、2年目の404条(b)項の遵守費用については、平均値、中間値ともに改革後は削減されていることが示されている。

Q3. 404条遵守にかかる費用の各要素はどのような割合になっているか、また、2007年の改革によりどのように変化したか？

404条(b)項遵守企業にとって、最大の費用は内部人件費(50%超と見られている)であり、その後監査報酬、外部ベンダーフィー及び非人件費と続く。全般的に、各要素ともに改革後減少しており、本年も続けて減少すると見込まれている。最も減少が顕著だったものは、外部ベンダーフィーと内部統制監査にかかる監査報酬である。外部ベンダーフィーは、改革前の438,000米ドルから改革後は311,000米ドルへ29%減少、さらに本年度は222,000米ドルに減少すると見られている。外部ベンダーフィーの中間値も、100,000米ドルから90,000米ドルへ10%減少、さらに本年度は55,000米ドルに減少すると見られている。内部統制部分の監査報酬平均値は、821,000米ドルから652,000米ドルへ減少した。同様に中間値は、358,000米ドルから311,000米ドルに減少し、本年度は275,000米ドルに減少するものと見られている。

Q4. 404条遵守の便益は何か、また費用対効果はどう考えられているか？

サーベイは、404条遵守の影響を12の観点から質問した。うち6つは直接的影響、残り6つは間接的影響に関するものである。全般的な意見としては、404条は財務報告プロセスに関して良い影響があったが、資本市場の参加者に対する影響については明確には認識できないという結果であった。また、費用対効果については、否定的な意見が大半であった。その中では、大企業が否定的ながら比較的好意的であった。ただし、2007年の改革以降は、企業規模にかかわらず、やや改善している。12の観点のうち、便益として最も多くの挙げられていたのは、内部統制の品質向上(73%)であり、以降、財務報告に関する監査委員会からの信頼向上(71%)、財務報告にかかる品質向上(49%)、不正の防止と検出にかかる能力向上(48%)、404条を遵守している他社の財務報告への信頼向上(40%)と続く。回答者のうち大半は、次の観点について、影響がなかったと見ている：資本調達における能力、財務諸表に対する投資家の信頼、会社の総合的な企業価値、会社の普通株の流動性。最後に、業務の効率性、財務報告プロセス、財務諸表監査の適時性に関する影響の評価は企業によって異なった。すなわち、大半の企業では、これらの観点では何も影響がないということであったが、一定数の企業では、負の影響があったとしている。つまり、業務の効率性、財務報告プロセスの効率性は低下し、財務諸表監査の適時性に悪影響があったということである。また、企業規模による違いを見ると、全観点において、規模の大きな企業の方が、正の影響を示す傾向が見られる。

Q5. 財務諸表利用者の立場からは、404条遵守の便益はどのようなものが挙げられるか？

幅広く影響を調べるために、SECのスタッフが、財務諸表の利用者(貸し手、証券アナリスト、格付会社、および他の投資家)から30人をサンプリングし、電話インタビューを行った。一般的に、財務諸表の利用者は、404条(a)項と(b)項への遵守が財務諸表の信頼性向上に前向きな影響があると見ている。Material Weakness(重要な欠陥)の公表が利用者の意思決定にどの程度影響を及ぼすかについては多様な意見があったが、改善に何年も要する深刻な欠陥であれば、意思決定に負の影響があることについては意見が一致した。また、利用者は、404条遵守の便益が企業規模によって異なるとは見ていない傾向がある。むしろ便益は、企業の複雑性の度合いや所属する産業によって異なる³と見ている。しかしながら、それと同時に、複雑性の度合いや所属する産業によって、規制上の要求水準を変えるというのは現実的ではないと考えている。最後に、404条遵守の便益は、導入当初から特に変わっていないと利用者は見ている。これは重要な発見である。なぜなら、2007年の改革は、404条の有効性を損なうものではなかったと財務諸表の利用者から見られているからである。また、一般的に、404条(b)項については、(a)項、つまり経営者の内部統制構築義務がもたらす便益に、追加的に価値を付加するものと見ている。さらに、外部監査人とのインタビューによって、404条遵守プロセスが、次の点で2004年当時より効率的になってきているとされた：(i)文書化の減少、(ii)監査人と経営者間のより良いコミュニケーション、(iii)スコーピングとテストングに関して経営者の判断がより多用されるようになったこと、(iv)リスクの高い分野への注力、(v)2年目以降の監査が円滑になった

³ 訳者注：投資先の企業の複雑性が高いほどあるいは産業の透明性が低いほど、投資家の立場からすると、404条遵守の便益は高いという意味

Q6. 2007年のSECの改革は、どのような形で企業の404条遵守の手続きに影響を与えたか？

回答したほぼ全社が、Management Guidance を活用し、有用であったと答えている。企業の規模に関わらず、Management Guidance と AS5 の双方が遵守コストの削減に役立ったと答えている。また、平均的には、AS5 は、監査時間を少し削減することに役立ったという返答であったが、その程度は、企業規模や 404 条 (b) 項対応の経験の有無によって大きく異なった。特に、小規模企業や 404 条 (b) 項遵守の経験が無い企業にとって、AS5 の貢献は比較的小さかったと見られている。改革後では、経営者評価において、テスト対象のリスク、コントロール数は若干減少したが、文書化、経営者による統制を証跡として活用すること、自己評価への依拠そして直接評価への依拠は増えた。ただし、この質問に対する返答も、企業規模によって大きく異なる。小規模企業では、全ての項目で数値の増加が報告されているが、中堅、大企業では一律ではない。しかしながら、サーベイ結果は、経営者評価の手法が企業規模の違いを超えて、より標準化されたことを示しており、評価手法に関する不透明な点を、改革が小さくしたと考えられる。最後に、監査人は経営者評価により依拠するようになってきており、AS5 の意図と合致している状況であることが示された。

原文報告書

タイトル： Study of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 Section 404
Internal Control over Financial Reporting Requirements

発行： Office of Economic Analysis
United States Securities and Exchange Commission
September 2009

http://www.sec.gov/news/studies/2009/sox-404_study.pdf

※ 本資料の日本語抄訳は、原文報告書の内、エグゼクティブ・サマリー・セクションのみを対象としております。また、本資料はリソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社が参考訳として作成したものであり、その正確性・完全性を保証するものではありません。したがって、本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

【本レポートおよび抄訳に関するお問い合わせ先】

リソース・グローバル・プロフェッショナル・ジャパン株式会社
クライアント・サービス・ディレクター 工代 浩司
メールアドレス： koji.kudai@resources-jp.com

© 2009 Resources Global Professionals All rights reserved.